

# 事案書（■経営会議 □調整会議）

開催日：平成30年11月19日（月）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件　名：第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画について	
提出理由：第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定するにあたり、その内容について了承を得るため	
<p>内　容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯と口腔の健康や口腔機能維持は、食事や会話を楽しむなど生活の質を向上させ、健康寿命の延伸にかかわるなど、いつまでも元気に生活していくうえで欠かすことのできないものである。</li><li>・また、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例にオーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策が盛り込まれるなど、歯科口腔保健の重要性はますます高まっている。</li><li>・本市では、歯と口腔の健康づくりを積極的に推進していくため、平成26年4月に大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例（以下「条例」という。）を制定し、また翌年3月に「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定することで、具体的な取組を進めてきた。</li><li>・このたび、同計画は平成30年度をもって計画期間が終了することから、現状と課題を考慮した取組の追加と充実を目的に、「第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定する必要がある。</li></ul> <p>2. 計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・条例第8条の規定に基づき策定する行動計画である。</li><li>・策定にあたり、国の法令等や県の「歯及び口腔の健康づくり推進計画」、次期大和市総合計画及びその他関連計画との整合を図るものとする。</li></ul> <p>3. 計画期間と進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・計画期間は、次期大和市総合計画前期基本計画の目標年次に合わせて、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とする。</li><li>・取組の達成状況を、事務事業評価などにより、毎年度検証し、必要に応じて改善等を図る。</li><li>・計画の最終年度に市民意識調査を実施し、次期計画策定に向けた評価を行う。</li></ul>	<p>4. 計画策定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯科疾患予防のための普及啓発や、定期的な歯科受診等を促していくことが課題となっていることから、情報提供や助言指導等により自ら口腔機能維持向上を積極的に推進できるよう、取組を追加・充実させた計画とする。</li></ul> <p>5. 計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本理念と基本目標及び基本的施策は条例に基づき設定するため、現行計画と同様とする。</li></ul> <p>(1) 基本理念 生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり</p> <p>(2) 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①歯科疾患の予防</li><li>②口腔機能の獲得及び維持・向上</li></ul> <p>(3) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供</li><li>②歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施</li><li>③障がい者、要介護者に係る歯及び口腔の健康づくりの推進</li><li>④口腔がん対策</li><li>⑤歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成</li><li>⑥その他推進に必要な施策</li></ul> <p>・計画の目標達成に向けて、「基本的施策」の下に位置付ける「具体的な取組」を拡充する。</p>
<p>経　過</p> <p>H25.3 県が歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定</p> <p>H26.4 大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例施行</p> <p>H27.3 大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定</p> <p>H30.4~ 庁内推進会議等での計画案の協議（5回）</p>	<p>今後の予定</p> <p>H30.12 市民意見公募手続の実施</p> <p>H31.3 計画策定</p>